

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会后援名義申請について

お知らせ:平成29年6月1日より、後援名義に関する様式が一部変更になりました。申請の場合は、新しい様式をお使いください。(郵送を希望の場合は事前に問合せください。)

後援名義について

1. 目的

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会の事務、事業に沿ったもので、福祉の増進に寄与する目的を有する事業(以下「後援対象事業」という。)に対し、「協議会」の名義をもって後援するものです。

2. 主な承認基準

(1) 主催者は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国、地方公共団体又は公共的団体

イ 福祉関係団体、社会教育団体、公益法人その他これらに準ずる団体

ウ その他事業実行委員会等の臨時的に組織された団体にあつては、その組織、運営及び団体意思が明らかであり、協議会の理念に沿った活動であると認められること

エ 個人が開催する事業については、後援できない

(2) 事業が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 協議会の理念に沿ったものであること。

イ 事業内容が福祉に寄与するものであることが明らかであり、かつ、公益性のあるものであること

ウ 営利目的でないこと

エ 政治活動、宗教活動等にかかわりが無いものであること

オ 特定の団体等による勧誘・普及を目的としないものであること

カ 公序良俗に反しないもの又はその恐れのないものであること

キ 対象者に対する経済負担が著しく過重でないものであること

ク 原則として、つくば市内で開催されるものであること。ただし、市民の参加が期待できる事業である場合はこの限りでない

3. 申請方法

事業を開催しようとする1ヶ月前までに、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会后援名義使用許可申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて提出してください。

(1) 主催者の組織を明確にできる書類

(2) 主催者の代表の氏名・住所・連絡先及び、主たる構成員の氏名・役職名等を明らかにする書類

(3) 事業の概要が確認できる書類

(4) 事業に要する経費の内訳が確認できる書類

4. 報告書の提出

後援名義使用の許可を受けた者は、事業終了後1ヶ月以内に、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会后援名義事業実績報告書(様式第5号)に必要事項を記入し資料を添付して、会長に提出するものとする。

(1) 実施事業の内容が分かるもの(参考資料、チラシ、パンフレット等)

(2) 収支決算書(入場料を徴収した場合)

5. その他

後援名義事業実績報告書が未提出の場合は、次回の申請は受け付けできません。